

# ヒューマンライツ・ナウ(HRN)関西グループ 「ビジネスと人権」企画



## ビジネスと人権・国際人権基準 企業に求められる人権CSRの視点

ヒューマンライツ・ナウは、法律家や研究者、ジャーナリスト、NGO関係者等が主体となって2006年に設立された、世界で確立された人権水準を内外で実現するための国際人権NGOです。主にアジア地域での人権分野の国際協力・国際貢献活動や国連等国際社会における人権活動、ならびに国際での国際人権基準の啓発実現のための活動を行っています。ヒューマンライツ・ナウ関西グループは、女性プロジェクト・ビルマプロジェクト・中国プロジェクト等の活動に携わり、現地への訪問や報告書の作成等を行っています。

このたびヒューマンライツ・ナウ関西グループでは、「ビジネスと人権」をテーマにシンポジウムを企画しました。企業の海外進出に伴い、進出先の生産拠点等では、労働者や地域住民に対する深刻な人権侵害や環境汚染が見られる地域が少なくありません。企業が生産、販売等のプロセスにおける人権尊重を徹底すれば、多くの人権侵害を避けることができます。2011年、国連人権理事会において「ビジネスと人権に関する指導原則」(ラギーフレームワーク・ラギー原則)が採択されました。

本シンポジウムでは、ビジネスと人権に関する国際基準について、大阪経済法科大学法学部菅原絵美准教授が基調講演を行い、ヒューマンライツ・ナウが関与したユニクロ中国製造工場調査から見えてきたものについて、ヒューマンライツ・ナウ会員が報告します。

人権問題に取り組むことにご関心のある方、企業にお勤めの方、弁護士を目指されている方、様々な人脈を作りたいと考えている方、どなたでも大歓迎です。皆様お誘い合わせの上、ぜひご参加ください。

☆2015年6月16日(火) 18時30分開始 (18時15分開場)

☆大阪弁護士会館 1002会議室 (裏面地図)

☆参加費500円 (資料代を含む) ※司法修習生・学生無料

### <基調講演>

ビジネスと人権、ラギーフレームワーク(ラギー原則)について

講演：菅原 絵美 さん (大阪経済法科大学法学部准教授)

### <報告>

ユニクロ中国製造工場調査から見えてきたもの

報告：中島 宏治 さん (弁護士、HRN会員)

## 【人権CSRとは】

国際的に認められた人権を尊重する責任にとどまらず、人権促進への貢献を自社の経営課題として位置づけると共に、方針・事業の決定やプロセスといったマネジメントの中に組み込むこと。

## 【ビジネスと人権に関する指導原則(ラギーフレームワーク・ラギー原則)とは】

「国家の人権保護義務」、「企業の人権尊重責任」、「救済へのアクセス」に焦点を当て、国連事務総長特別代表ジョン・G・ラギーが起草し、国連人権理事会で承認された指導原則のこと。

## 【講師紹介】

菅原 絵美 (すがわら えみ)

専門は国際法および国際人権法、人権・労働分野におけるCSR問題。大阪大学大学院国際公共政策研究科国際公共政策専攻博士後期課程修了(博士:国際公共政策)。大学院博士後期課程在籍中に、国連人権高等弁務官事務所および国連グローバル・コンパクト事務所でインターン後、グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワークで2年間勤務。大阪大学大学院国際公共政策研究科特任研究員および大阪大学・大阪産業大学・大阪経済法科大学・摂南大学・大阪女子短期大学での非常勤講師を経て、2014年4月より大阪経済法科大学助教、2015年4月より現職。

### ◎著作

部落解放・人権研究所企業部会編『人権CSRガイドライン:企業経営に人権を組み込むとは』(菅原絵美著、解放出版社、2013年3月)

## 【お申し込み・お問い合わせ】

参加を希望される方は、お名前、ご所属を明記の上、メールで下記宛にお申し込み下さい。

[hrn\\_kansai@yahoo.co.jp](mailto:hrn_kansai@yahoo.co.jp)

(ヒューマンライツ・ナウ関西グループ、当日午前中まで連絡可)



### <大阪弁護士会館>

大阪市北区西天満1-12-5

TEL:06-6364-0251

- 京阪中之島線「なにわ橋駅」下車、出口1から徒歩約5分
- 地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車、1号出口から徒歩約10分
- 地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車、26号階段から徒歩約7分
- JR東西線「北新地駅」下車、徒歩約15分